

一般社団法人
ソーシャルスポーツ
ファウンデーション

<定 款>

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、

一般社団法人ソーシャルスポーツファウンデーションと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、日本の伝統である和楽器をはじめとして、いつでもどこでも日本の文化を味わうことができる環境を構築し、日本の伝統の素晴らしさを普及することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

1. 広告代理店業務
2. 音楽のコンサート企画、制作、運営及びCDの企画、制作並びにインディーズレベルの運営
3. 映画の企画、制作及びプロデュース業務
4. ゲーム及びゲームソフトの企画、制作、販売
5. 音楽ホールの賃貸、管理、運営
6. 各種イベントの企画、制作、運営
7. 書籍、雑誌の企画、制作、販売
8. 各種商品、物品の企画、制作、販売及びインターネット通販
9. スポーツ選手、アーティスト、ミュージシャンとの提携及びマネージメント業務
10. 商標権、著作権、肖像権、意匠権、特許権等の取得、使用許諾及び管理業務
11. プロモーション、マーケティングに関するコンサルティング業務
12. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- 二 総社員が同意したとき。
- 三 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 計算書類等の承認
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(招集の請求)

第15条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散

四 その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、理事1名以上を置く。

2 理事が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、社員総会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事があるときは、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(親族関係者等の制限)

第23条 理事のうちには、各理事について当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。

2 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。

3 当法人の監査には、当法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び当法人の使用人が含まれてはならない。また感じは相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のも

のに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第26条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業報告及び決算)

第27条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならぬ。

- 一 事業報告
 - 二 貸借対照表
 - 三 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第28条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第29条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第30条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解

散する。

(残余財産の帰属)

第31条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告方法)

第31条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむ得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載してする。

附 則

(最初の事業年度)

第32条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成29年6月30日までとする。

(設立時の理事、代表理事)

第33条 当法人の設立時の理事、代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 服部 進 山本 由香理 大島 啓子

設立時代表理事 服部 進

(法令の準拠)

第34条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

平成28年12月 1日 定款認証
令和 3年 9月25日 改訂